

平成二十一年法律第八十二号

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 基本方針（第十三条）
- 第三章 地域計画等（第十四条—第十六条）
- 第四章 海岸漂着物対策の推進（第十七条）
- 第一節 海岸漂着物等の円滑な処理（第十八条）
- 第二節 海岸漂着物等の発生の抑制（第十九条—第二十四条）
- 第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策（第二十五条—第三十一条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るために必要な施設及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施設（以下「海岸漂着物対策」という。）に関する基盤理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

第三条 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

第四条 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

第五条 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであつて、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行わなければならない。

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の減少処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」）

項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行なう者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第三条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁（干潟等）における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。（責任の明確化と円滑な処理の推進）

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであつて、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行わなければならない。

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の減少処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」）

「海岸漂着物等の処理等」という。について国は、他の法令の規定に基づいて国及び地方公共団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体等の相互の連携の下に、行われなければならない。（国際協力の推進）

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たつては、国による外交上の適切な対応が図られるようするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとつて共通の課題であるとの認識に立て、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。（国際協力の推進）

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十一条第一項において単に「基本理念」という。）にのつとり、海岸漂着物に関する問題が海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの認識に立つて、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十一条第一項において単に「基本理念」という。）にのつとり、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第十二条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第十三条 政府は、基本理念にのつとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。（基本方針）

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。（地域計画）

「海岸漂着物等の処理等」という。について国は、他の法令の規定に基づいて国及び地方公共団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体等の相互の連携の下に、行われなければならない。（連携の強化）

第十五条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。（連携の強化）

第十六条 地方公共団体は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。（基本方針）

第十七条 地方公共団体は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。（地域計画）

3 対策活動推進団体として指定することができる。
海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対

該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対して、当該事業活動等に伴つて海岸漂着物又は漂着物

- | |
|--|
| <p>第三条 対策活動推進団体として指定することができる。</p> <p>一 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。</p> <p>二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をする。</p> <p>三 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。</p> <p>四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。</p> |
| <p>第四章 海岸漂着物対策の推進</p> <p>第一節 海岸漂着物等の円滑な処理</p> <p>(処理の責任等)</p> <p>第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等）を除く。以下この条及び次条において同じ。の処理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第十八条 市町村は、海岸漂着物等の処理に關し、必要がある者には、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。</p> <p>第十九条 市町村は、海岸漂着物等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。（協力の求め等）</p> <p>他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当</p> |
| <p>第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。</p> <p>(外交上の適切な対応)</p> <p>第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。</p> <p>(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)</p> <p>第二十二条 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。</p> <p>(発生の状況及び原因に関する調査)</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要な物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)</p> <p>第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行ふよう努めなければならない。</p> |

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対して、当該事業活動等に伴つて海岸漂着物又は漂着物

(財政上の措置)
第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならぬ。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たつては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割的重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条 政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために連絡調整を行うものとする。

2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によつて構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 (検討) この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十三年六月一五日法律第六

七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二二日法律第六
四号)
 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック(この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。)の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針は、新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。